

(1) 枚方市都市計画審議会審議経過

(2) 都市構造の評価

(3) 市民意見等の反映

(4) 用語集

(1)枚方市都市計画審議会審議経過

審議会	開催日	主な報告、審議内容	
平成26年度 第2回	平成26年12月17日	報告	都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の作成について
平成27年度 第1回	平成27年7月24日	報告	都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の作成について
平成27年度 第3回	平成28年1月21日	報告	都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の作成について ・基礎調査結果(概要) ・市民アンケート調査結果(概要) ・事業者アンケート調査結果(概要) ・枚方市立地適正化計画素案の方向性について
平成28年度 第1回	平成28年7月27日	報告	枚方市都市計画マスタープランの改定及び枚方市立地適正化計画の作成について ・枚方市立地適正化計画目標及び基本方針等【骨子】
平成28年度 第2回	平成28年10月20日	報告	枚方市都市計画マスタープランの改定及び枚方市立地適正化計画の作成について ・枚方市立地適正化計画【骨子】
平成28年度 第3回	平成28年11月17日	報告	枚方市都市計画マスタープランの改定及び枚方市立地適正化計画の作成について ・第2回枚方市都市計画審議会における意見・質疑等に対する対応等について ・枚方市立地適正化計画【骨子】
平成28年度 第4回	平成29年2月23日	諮問	枚方市立地適正化計画の作成について
令和3年度 第1回	令和3年11月9日	報告	・枚方市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の中間検証について ・枚方市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定について
令和3年度 第2回	令和4年2月8日	諮問	・枚方市都市計画マスタープランの改定について ・枚方市立地適正化計画の変更について

平成 26 年度 枚方市都市計画審議会委員名簿

区分	所 属	氏 名	分 野
学識経験のある者	大阪工業大学 工学部 教授	◎ 吉川 眞	都市計画
	摂南大学 理工学部 准教授	○ 加嶋 章博	都市計画
	大阪大学大学院 工学研究科 助教	猪井 博登	土木工学
	京都産業大学 法学部 教授	太田 照美	法律
	関西大学 環境都市工学部 准教授	岡 絵理子	建築環境
	枚方市農業委員会 会長	高橋 利坦	農業
	北大阪商工会議所 専務理事	田中 隆夫	商工
	北河内農業協同組合 理事	山條 敏和	農業
市議会議員	日本共産党議員団	広瀬 ひとみ	
	未来に責任・みんなの会	木村 亮太	
	改革市民会議	鍛冶谷 知宏	
	公明党議員団	大森 由紀子	
	自由民主党議員団	千葉 清司	
	民主クラブ	三島 孝之	
	民主市民議員団	八尾 善之	
市民		岡崎 成子	福祉の観点
		岡山 智久子	子育ての観点

◎:会長 ○:会長代理

平成 27 年度 枚方市都市計画審議会委員名簿

区分	所 属	氏 名	分 野
学識経験のある者	大阪工業大学 工学部 教授	◎ 吉川 眞	都市計画
	摂南大学 理工学部 教授	○ 加嶋 章博	都市計画
	大阪大学大学院 工学研究科 助教	猪井 博登	土木工学
	京都産業大学 法学部 教授	太田 照美	法律
	関西大学 環境都市工学部 准教授	岡 絵理子	建築環境
	枚方市農業委員会 会長	高橋 利坦	農業
	北大阪商工会議所 専務理事	田中 隆夫	商工
	北河内農業協同組合 理事	山條 敏和	農業
市議会議員	自由民主党議員団	高野 寿陞	
	日本共産党議員団	広瀬 ひとみ	
	未来に責任・大阪維新の会	妹尾 正信	
	連合市民の会	大橋 智洋	
	公明党議員団	上野 尚子	
	民主市民議員団	西田 政充	
市民		岡崎 成子	福祉の観点
		岡山 智久子	子育ての観点

◎:会長 ○:会長代理

平成 28 年度 枚方市都市計画審議会委員名簿

区分	所 属	氏 名	分 野
学識経験のある者	大阪工業大学 工学部 教授	◎ 吉川 眞	都市計画
	摂南大学 理工学部 教授	○ 加嶋 章博	都市計画
	大阪大学大学院 工学研究科 助教	猪井 博登	土木工学
	京都産業大学 法学部 教授	太田 照美	法律
	関西大学 環境都市工学部 教授	岡 絵理子	建築環境
	枚方市農業委員会 会長	高橋 利坦	農業
	北大阪商工会議所 専務理事	田中 隆夫	商工
	北河内農業協同組合 理事	山條 敏和	農業
市議会議員	日本共産党議員団	広瀬 ひとみ	
	未来に責任・大阪維新の会	妹尾 正信	
	連合市民の会	中武 貞勝	
	自由民主党議員団	千葉 清司	
	公明党議員団	岡林 薫	
	民進市民議員団	堀井 勝	
市民		岡崎 成子	福祉の観点
		三上 美知恵	子育ての観点

◎:会長 ○:会長代理

令和 3 年度 枚方市都市計画審議会委員名簿

区分	所 属	氏 名	分 野
学識経験のある者	摂南大学 理工学部 教授	◎ 加嶋 章博	都市計画
	関西大学 環境都市工学部 教授	○ 岡 絵理子	建築環境
	摂南大学 理工学部 教授	熊谷 樹一郎	土木工学
	京都産業大学 法学部 准教授	若狭 愛子	法律
	大阪府立大学工業高等専門学校 総合工学システム学科 准教授	山野 高志	都市計画
	枚方市農業委員会 会長	上山 芳次	農業
	北大阪商工会議所 総務課長	高田 研一	商工
	北河内農業協同組合 理事	山條 敏和	農業
市議会議員	日本共産党議員団	野口 光男	
	自由・市民の会	加藤 治	
	連合市民の会	奥野 美佳	
	大阪維新の会 枚方市議会議員団	岡市 栄次郎	
	公明党議員団	丹生 真人	
市民		岡崎 成子	福祉の観点
		三上 美知恵	子育ての観点

◎:会長 ○:会長代理

(2) 都市構造の評価

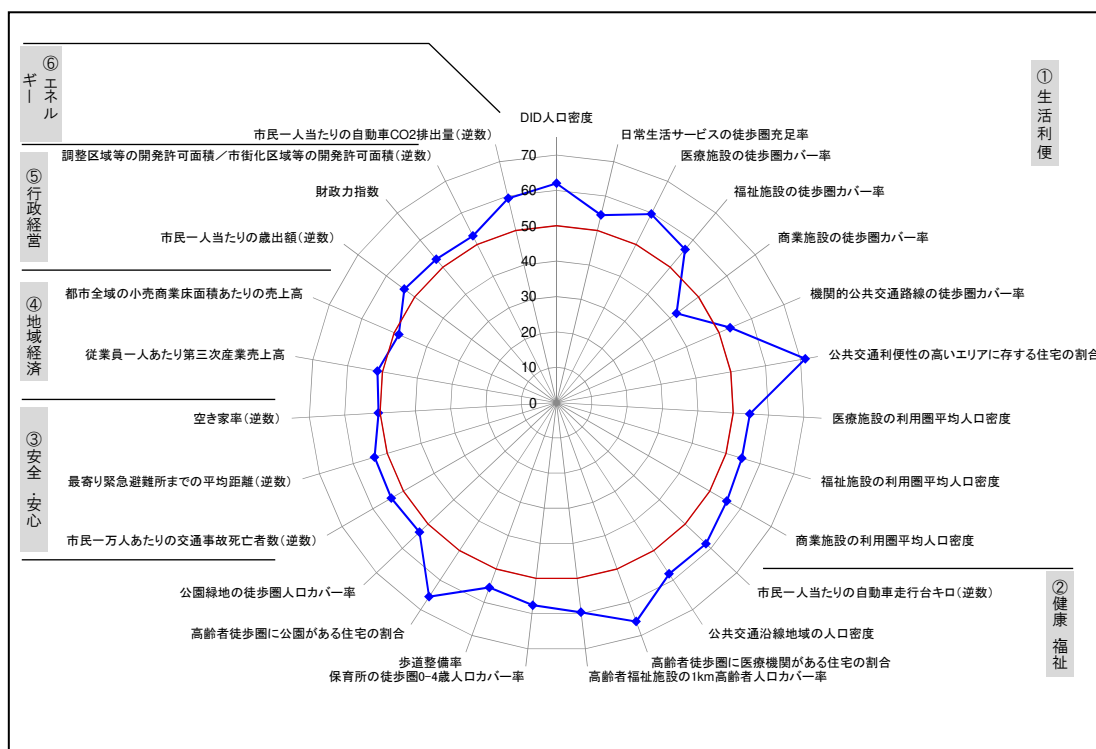
現況都市構造にかかる評価結果について、レーダーチャートで整理し、類似規模の都市平均値との比較や他分野の評価結果の相互比較等を行い、現状において、どのような分野において課題があるのか客観的、定量的に把握しました。

評価指標は、日常生活(市民)、経済活動(民間事業者)、行政運営(行政)の視点も加味して設定しており、都市構造のコンパクトさに加え、生活利便性、都市経済の活発さ、都市経営の健全さなど、都市の総合力を評価しました。

本市は、三大都市圏の平均値を多くの項目で上回っています。特に公共交通の利便性が高いエリアに住宅の立地が多いことから、今後の公共交通を都市軸とする都市構造へ移行しやすい状況にあります。

さらに、医療・福祉施設へのアクセスも良く、市民にとって都市の利便性が高いと考えられます。しかし、DID人口密度は他類似都市と比較して非常に高いものの、将来的に人口が減少することから、将来動向を意識した居住誘導区域のあり方を模索しました。

本市の強みは、「健康・福祉分野」や「生活利便性分野」で特に見られます。反対に、「地域経済」は総じて値が低く、本市の弱みになっており、こうした分野が課題として、政策の検討対象になると考えられます。



偏差値レーダーチャート

分類	指標	単位	三大都市圏平均値	枚方市結果	標準偏差	枚方市の偏差値
①生活利便性	DID人口密度	人/ha	66.5	96.2	24.7	62.0
	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	53.5	57.8	23.7	51.8
	医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	91.7	99.7	8.3	59.6
	福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	82.7	99.4	25.6	56.5
	商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	82.5	76.6	12.5	45.3
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	66.7	73.3	18.9	53.5
	公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合	%	52.0	82.7	14.3	71.4
	医療施設の利用圏平均人口密度	人/ha	56.4	70.7	30.0	54.8
	福祉施設の利用圏平均人口密度	人/ha	56.1	70.0	29.8	54.7
	商業施設の利用圏平均人口密度	人/ha	60.3	80.3	29.4	56.8
	市民一人当たりの自動車走行台キロ（逆数）	台キロ/人	10.7	4.5	7.6	58.1
	公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	53.6	78.2	30.9	57.9
②健康福祉	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	%	48.3	12.0	23.0	65.8
	高齢者福祉施設の1km高齢者人口カバー率	%	75.5	99.6	25.0	59.6
	保育所の徒歩圏0-4歳人口カバー率	%	81.5	92.8	14.8	57.6
	歩道整備率	%	57.9	70.0	22.2	55.6
	高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	%	44.4	1.2	27.7	65.6
	公園緑地の徒歩圏人口カバー率	%	91.7	95.3	10.9	53.3
③安全安心	市民一人あたりの交通事故死亡者数（逆数）	人	0.4	0.2	0.5	53.9
	最寄り緊急避難所までの平均距離（逆数）	m	604.0	485.6	317.1	53.7
	空き家率	%	4.6	4.5	2.6	50.4
④地域経済	従業員一人あたり第三次産業売上高	百万円/人	10.4	11.0	4.4	51.4
	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高	万円/㎡	88.6	86.0	18.1	48.6
⑤行政運営	市民一人あたりの歳出額（逆数）	千円	430.6	290.1	382.3	53.7
	財政力指数	—	0.7	0.8	0.3	52.9
	調整区域等の開発許可面積 ／市街化区域等の開発許可面積（逆数）	%	45.3	26.3	66.8	52.7
⑥エネルギー／低炭素	市民一人当たりの自動車CO2排出量	t-CO2/年	0.9	0.3	0.6	59.3

※国土交通省が作成した「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考にして、本市の偏差値を算出しました。なお、偏差値が低いほど良好であると考えられる指標については、その逆数を用いて、偏差値が高いほど良好であると評価できるものに修正し、偏差値を算出しました。

※三大都市圏は、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県。
※徒歩圏については、鉄道駅 800m、バス停 300m、高齢者徒歩圏 500m、生活サービス施設 800mを採用しました。

※医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所 福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設
商業施設…延べ床面積 1,500㎡以上のスーパー、百貨店など

※「基幹的公共交通路線」は、日 30 本以上の運行頻度（概ねピーク時片道 3 本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。

(3)市民意見等の反映

【改定時】

1)パブリックコメントの実施

募集期間：令和3年12月1日から令和3年12月20日まで

実施方法：ホームページの入力フォーム、意見箱、郵送、電子メール

周知方法：広報ひらかた、ホームページ、YouTube（説明動画）

2)募集期間における意見の提出

0件

【作成時】

1)説明会の開催

開催日	場所
平成 28 年 12 月 16 日	メセナひらかた会館
平成 28 年 12 月 17 日	メセナひらかた会館
平成 28 年 12 月 19 日	南部生涯学習市民センター
平成 28 年 12 月 20 日	菅原生涯学習市民センター
平成 28 年 12 月 21 日	楠葉生涯学習市民センター

2)素案の閲覧期間における意見の提出

閲覧期間	意見の提出件数
平成 28 年 12 月 16 日から 平成 29 年 1 月 11 日まで	1 件 ※枚方市都市計画マスタープランに関する意見

3)公聴会

平成 29 年 1 月 21 日の開催を予定していましたが、公述申出が無かったため開催を中止しました。

4)市民・事業者意識調査

①アンケート調査概要

○調査の目的

本調査は、市民の皆様・事業者の皆様のご意見やご提案を「枚方市都市計画マスタープラン」の改定と「枚方市立地適正化計画」の作成の参考とさせていただくため、「市民アンケート」と「事業者アンケート」の2つのアンケートを実施しました。

○調査方法

【市民アンケート】

調査対象者	市内在住の 20 歳以上の方
調査件数	3, 550 件(母数：289, 732 件)
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送法
回収状況	有効回収数 1, 611 件 回収率 約 45. 4%

【事業者アンケート】

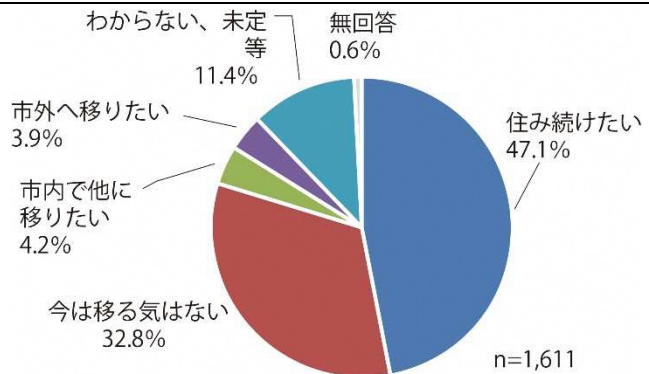
調査対象者	総務省統計局から提供を受けた市内の全事業所
調査件数	1, 300 件(母数：10, 962 件)
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送法
回収状況	有効回収数 493 件 回収率 約 37. 9%

②アンケート調査結果

○市民アンケート

・住まいと定住意向

●本市への定住意向は、「住み続けたい」(約 47.1%)と「今は移る気はない」(約 32.8%)を合わせると約 8 割(約 79.9%)で、定住意向が高い傾向にあります。なお、「市外へ移りたい」は約 3.9%となっています。

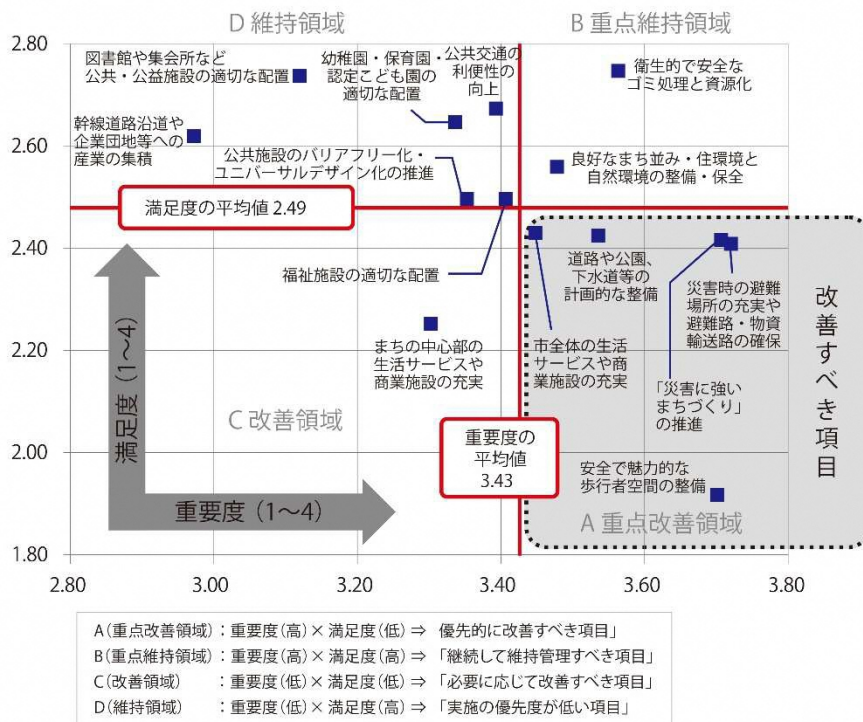


・枚方市の住み心地と今後のまちづくりについて

●満足度×重要度について(CS ポートフォリオ分析)

本市のまちづくりに関する市民の満足度について、横軸に重要度、縦軸に満足度を取り、まちづくりに関する項目についてそれぞれ4点満点で評価しました。

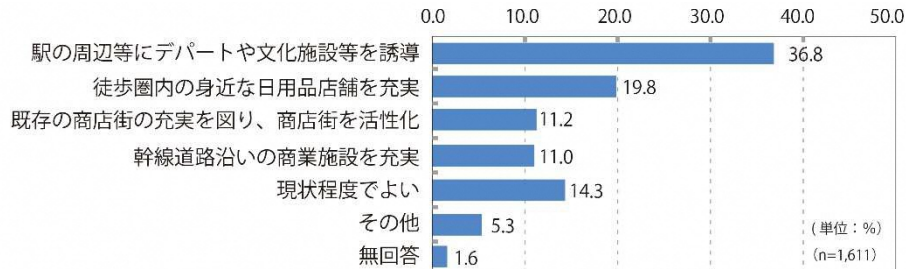
分析の結果、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い【A 重点改善領域】には、「安全で魅力的な歩行者空間の整備」、「災害時の避難場所の充実や避難路・物資輸送路の確保」、「『災害に強いまちづくり』の推進」といった安全安心に関わる項目や「道路や公園、下水道等の計画的な整備」、「市全体の生活サービスや商業施設の充実」といった項目が属しており、これらは優先的に改善すべき項目であると考えられます。



A(重点改善領域)：重要度(高)×満足度(低)⇒ 優先的に改善すべき項目
 B(重点維持領域)：重要度(高)×満足度(高)⇒ 「継続して維持管理すべき項目」
 C(改善領域)：重要度(低)×満足度(低)⇒ 「必要に応じて改善すべき項目」
 D(維持領域)：重要度(低)×満足度(高)⇒ 「実施の優先度が低い項目」

●これからの枚方市の商業地について

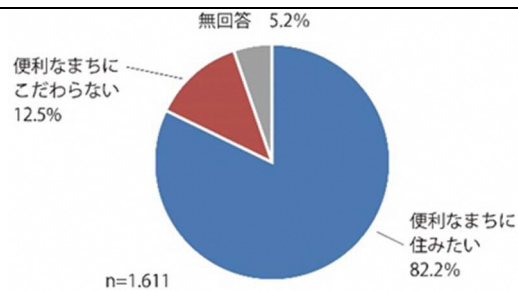
駅の周辺等にデパートや文化施設等を誘導して拠点となる商業地を充実させるとともに、家からそばにある身近な日用品店舗を充実させることが、本市の商業地に求められていると考えられます。



・これから目指していくまちの姿について

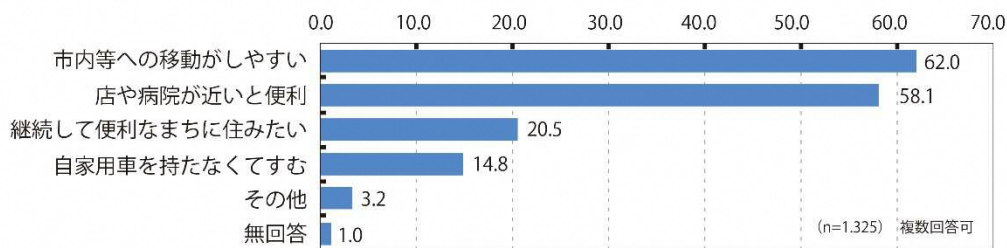
●歩いて暮らせるまちづくりについて

「便利なまちに住みたい」と答えた割合は約82.2%、対して「便利なまちにこだわらない」は約12.5%であり、多くの方が便利なまちでの居住を望まれている傾向にあります。

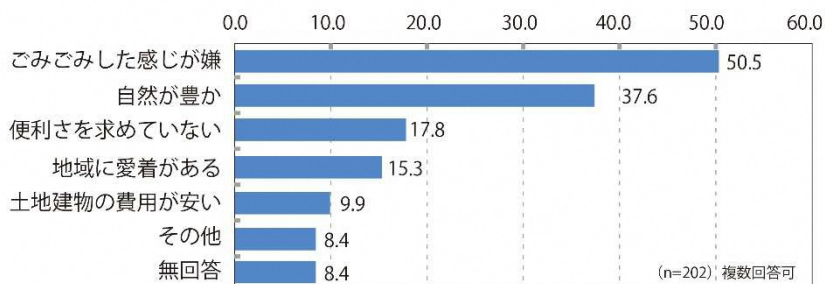


「便利なまちに住みたい」理由については、「駅やバス停が近いと枚方市内や都心部(大阪市内等)への移動がしやすいから」が約62.0%と最も多く、次いで「お店や病院等が近くにあると便利だから」が約58.1%となりました。一方、「便利なまちに住むことにはこだわらない」理由については、「ごみごみした感じが嫌だから」と回答が約50.5%と最も多く、次いで「自然が豊かな場所が多いから」が約37.6%となりました。

【便利なまちに住みたい理由】

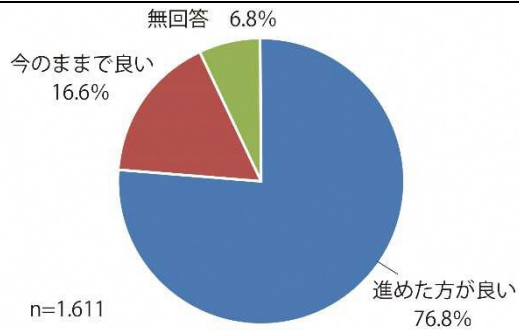


【便利なまちに住むことにこだわらない理由】



●「歩いて暮らせるまちづくり」の施策について

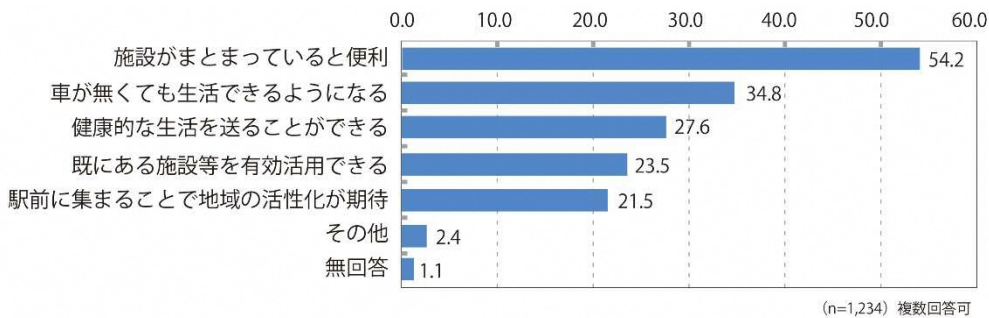
施策について、「進めた方が良い」(約76.6%)が「今のままで良い」(約16.6%)を大きく上回り、多くの方が歩いて暮らせるまちづくりの取組みについて施策を進めることを望まれていることが分かりました。



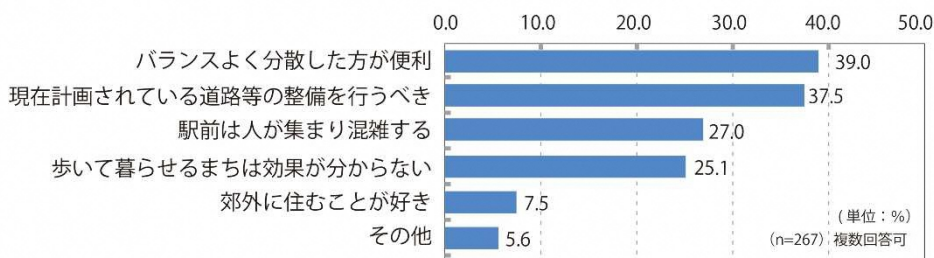
「歩いて暮らせるまちづくり」を進めた方が良い理由としては、「施設がまとまっていると、一度に用事を済ますことができ便利だから」が約54.2%と最も多く、次いで「車がなくても生活できるようになるから」が約34.8%となりました。

一方、今のままで良い(進めなくてよい)理由としては、「便利な場所に施設がまとまっているよりも、バランスよく分散していた方が便利だから」が約39.0%と最も多く、次いで「現在計画されている道路の整備や歩道の整備等を行うべきだから」が約37.5%となりました。

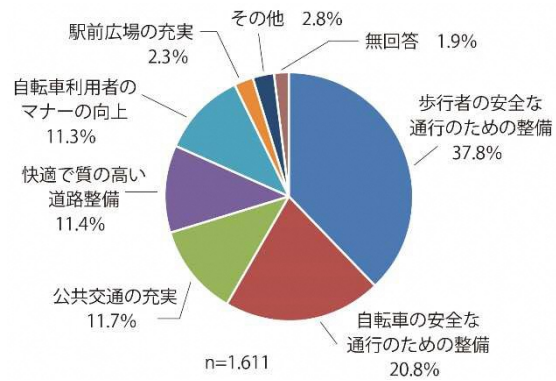
【進めたほうが良い理由】



【今までのままで良い理由】



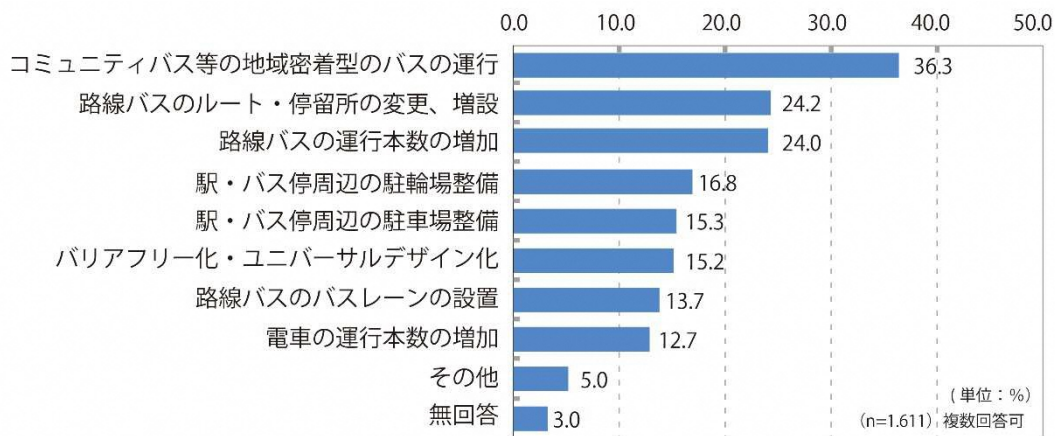
「歩いて暮らせるまちづくり」を実現するための必要な取組みとしては、「歩行者の安全な通行のための整備(歩道の設置、段差の解消等)」が約 37.8%と最も多く、次いで「自転車の安全な通行のための整備(自転車レーンの設置等)」が約 20.8%となりました。一方、「駅前広場の充実」は約 2.3%で最も少なく、歩行者や自転車空間の確保に比べて低い傾向となりました。



●公共交通(電車・バス等)の充実について

「電車やバス等の公共交通を充実させること」について、「理解できる」と「やや理解できる」を合計すると約 84.3%となり、多くの方から「歩いて暮らせるまちづくり」の取組みについて理解されていると考えられます。

さらに、公共交通を充実させ、利便性を高めるために必要な取組みは、「コミュニティバス等の地域密着型のバスの運行」が最も多く(約 36.3%)、次いで「路線バスのルート・停留所の変更、増設」(約 24.2%)となっていました。



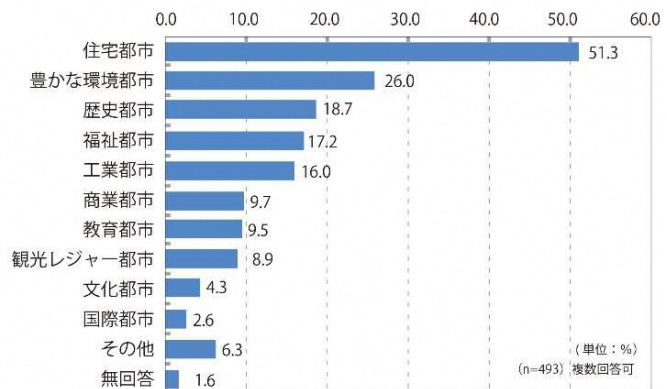
②事業者アンケート

・事業所の環境等について

●枚方市のイメージについて

事業者が持つ本市のイメージは「大阪都市圏の住宅都市」が最も多く(約51.3%)、次いで「淀川や丘陵地に見られる豊かな環境都市」(約26.0%)が多く見られました。

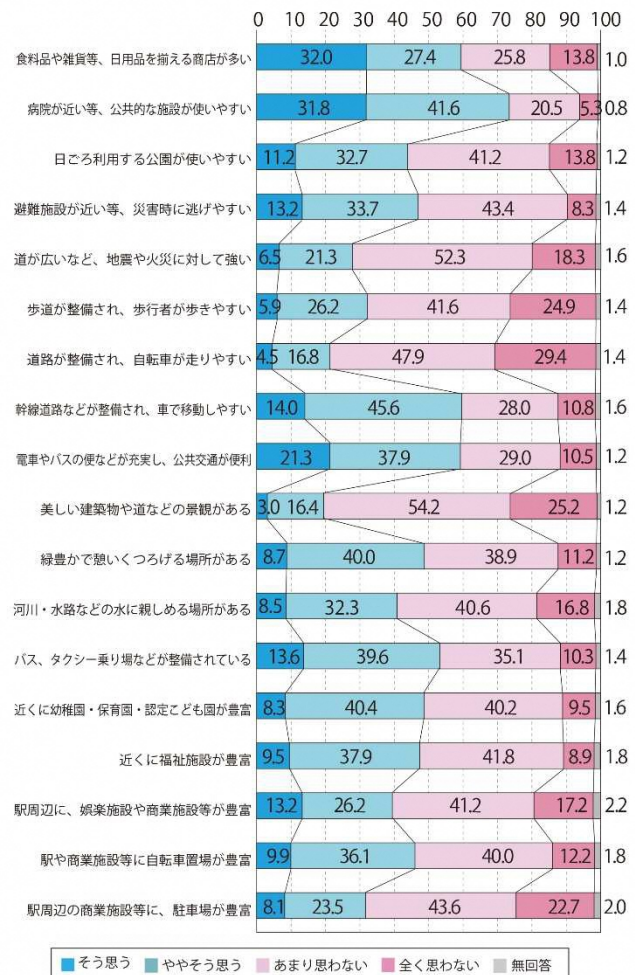
一方で、「国際都市」や「文化都市」というイメージは少ないものとなりました(それぞれ約2.6%、約4.3%)。



事業所周辺の環境について

事業所周辺の良好な環境としては、主に「病院等、公共施設が使いやすい」、「日用品をそろえる商店が多い」、「幹線道路が整備され車で移動しやすい」、「公共交通が便利」、「バス乗り場等が整備されている」等の項目が挙げられています。

一方で、環境が整っていないと捉えられている項目は「美しい建築物等の景観がある」、「自転車が走りやすい」、「地震や災害に強い」、「駅周辺の商業施設等に駐車場が豊富」、「歩道等が歩きやすい」、「駅周辺の商業施設等が豊富」、「公園が使いやすい」、「災害時に逃げやすい」、「緑豊かでくつろげる場所がある」、「近くに社会福祉施設がある」等の項目が挙げられています。



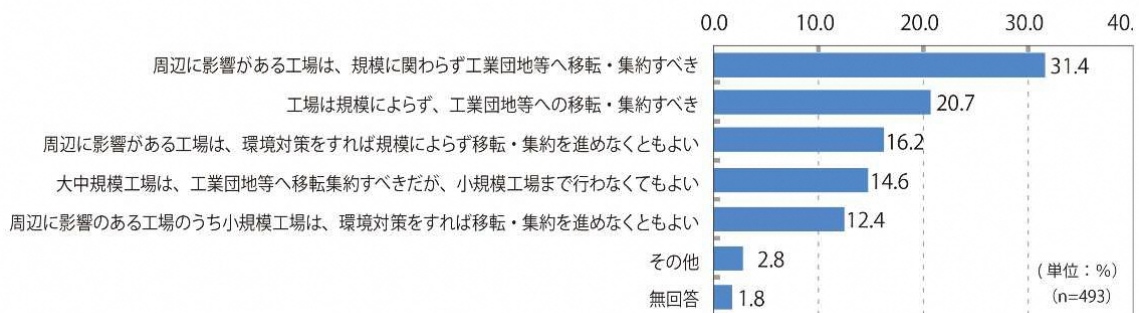
・商工業施設の立地について

●工場の立地について

今後の市内への工場の立地については、「周辺に影響がある工場は、工業団地等へ移転を進めるべき」(約 31.4%)と「工場は、規模にかかわらず、工業団地等への移転・集約を進めるべき」(約 20.7%)を合計すると、約 5 割(約 52.1%)の事業者が、工場の工業団地等への移転・集約を進めるべきと考える傾向にあります。

ただし、周辺に影響がある工場についても、環境対策を講じるのであれば、工業団地等へ移転を進めなくともよいという意見が約 3 割(※)ありました。(※「規模にかかわらず(約 16.2%)」及び「小規模工場に限って(約 12.4%)」の合計)

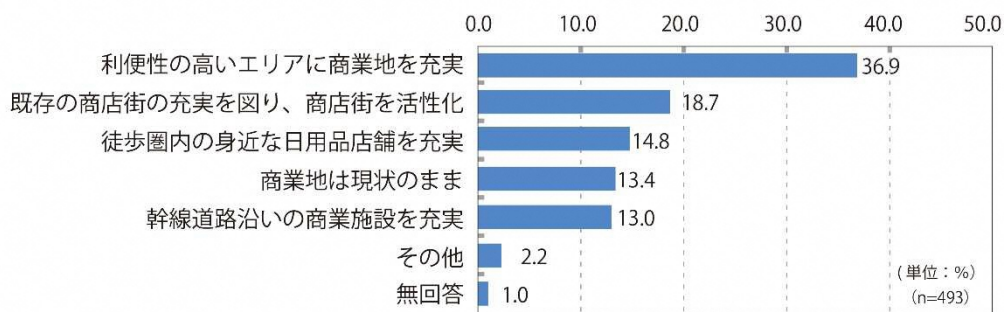
全体的に見ると、工場は工業団地等に立地することが望ましいものの、影響の少ない工場や、環境対策を講じた場合については工業団地等に移転しなくともよいと考えられている傾向にあります。



●商業施設の立地について

今後の市内の商業施設の立地については、「駅の周辺等利便性の高いエリアに拠点となる商業施設を充実させる」との回答が最も多く見られました(約 36.9%)。

既存商店街やロードサイド型の商業施設について「幹線道路沿いの商業施設を充実」の意見は少なく(約 13.0%)、交通利便性の高いエリアの商業地を充実させることが望ましいと考えられている傾向にありました。



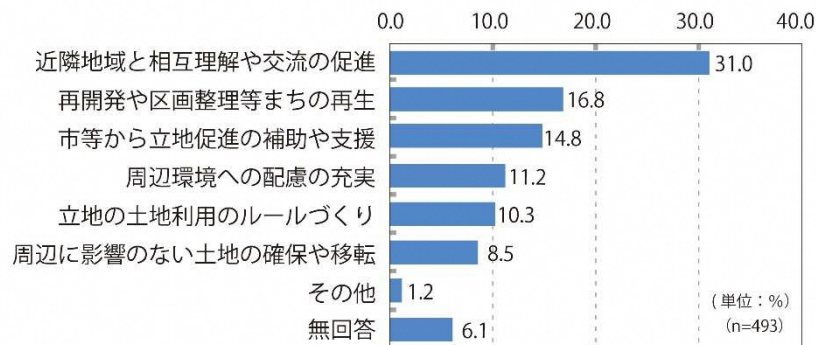
• 今後のまちづくりについて

●地域との共存を図るために必要なこと

地域との共存のためには、「事業所と近隣地域との相互理解や交流の促進」が必要という回答が最も多く見られました(約31.0%)。

この回答を行った事業者を業種別にみると、回答数が多かったのはサービス業をはじめ卸小売業、金融保険、医療、社会保険福祉業等となりました。

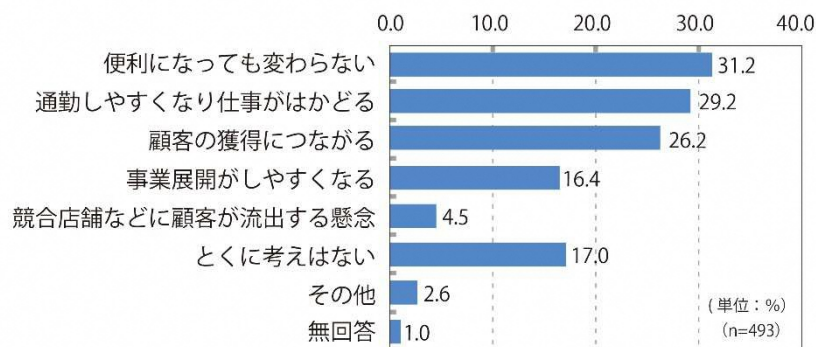
また、「事業所が立地しても周辺に影響のない土地の確保や工業地などへの移転集約」については運輸通信業が、「土地利用のルールづくり」については農林水産業が、それぞれの設問に対する回答数が多い業種となりました。



• これから目指していくまちの姿について

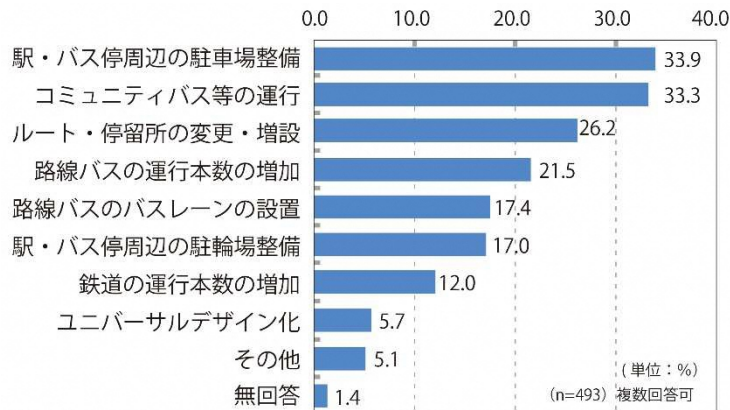
●公共交通の利便性の向上について

公共交通の利便性が向上すれば「社員(店員)が通勤しやすくなり仕事ははかどる」(約29.2%)、「顧客の獲得につながる」(約26.2%)等の肯定的な意見が多く見られましたが、「公共交通が便利になっても車は減らないと思うので、これまでと変わらない」という意見も同数程度ありました(約31.2%)。また、公共交通の利便性の向上により「競合店舗などに顧客が流出する懸念がある」という否定的な意見は少なくなっています(約4.5%)。



●公共交通の利便性を高めるための取組み

「駅・バス停周辺の駐車場の整備」(約 33.9%)によるパークアンドライドの推進をはじめ、「コミュニティバスの運行」(約 33.3%)やバス路線のルート変更、便数増加等の取組みにより、公共交通の利便性が高まると考えている回答が多く見られました。



●「集約型都市構造」の形成に対する考え方について

集約型都市構造の形成により、「まちの拠点で人口が維持されると事業を展開しやすい」(約 42.2%)、「まちの拠点に事業所が集まると効率的に事業を展開しやすくなる」(約 21.9%)など、メリットを感じている事業者が多い結果となりました。

一方で、デメリットとして「郊外部で人口が減少するおそれがあり、事業を展開しづらくなる」(約 21.9%)、「まちの拠点の人口が増えすぎると事業を展開しづらくなる」(約 8.1%)という意見もありました。

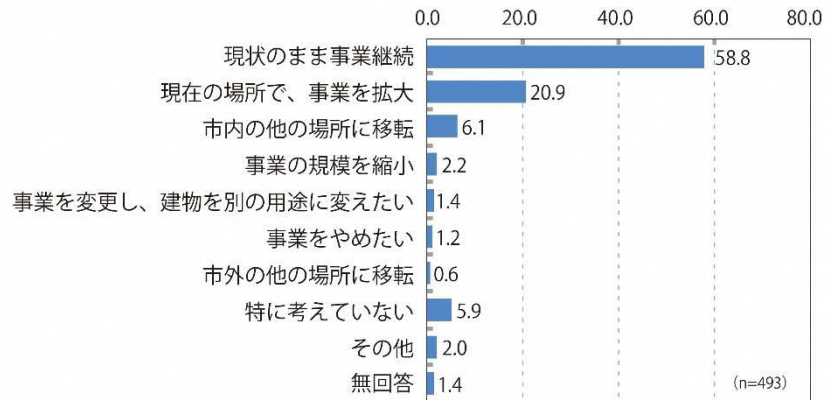
業種別にみると、「郊外の人口減少で事業展開がしづらい」という意見は、娯楽業や社会福祉業などの業種で多く見られました。



・今後の事業展開について

●現在地での今後の事業展開について

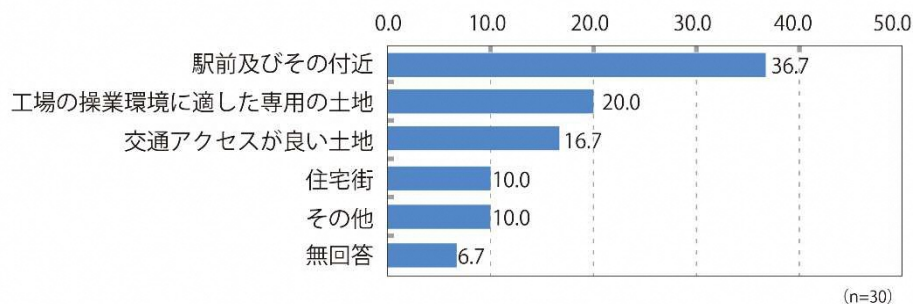
「現状のまま事業を続けたい」が約58.8%と最も多く、次いで「現在の場所で、事業を拡大したい」が約20.9%となりました。



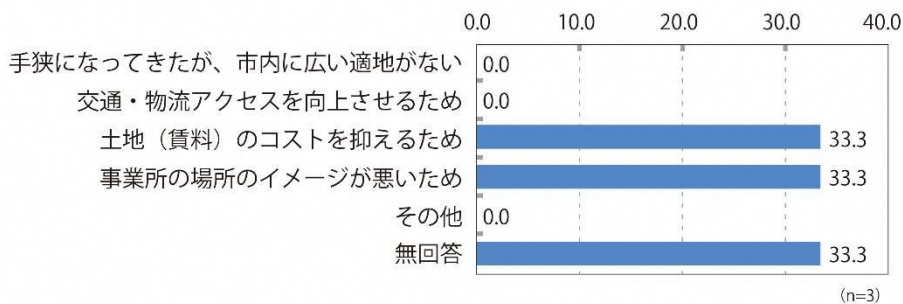
「市内の他の場所に移転したい」(約6.1%)を選んだ理由については、移転先に求める環境としては「駅前及びその付近」が約36.7%と最も多く、次いで「工場の操業環境に適した専用の土地(工業団地など)」が約20.0%となりました。

「市外の他の場所に移転したい」(約0.6%)を選んだ理由については、移転先に求める環境として、「土地(賃料)の価格が高く、コストを抑えるために安価な土地に移転したい」、「事業所の場所のイメージが悪く、顧客の評判を向上させるため」という回答もありました。

【移転先（市内の他の場所）】

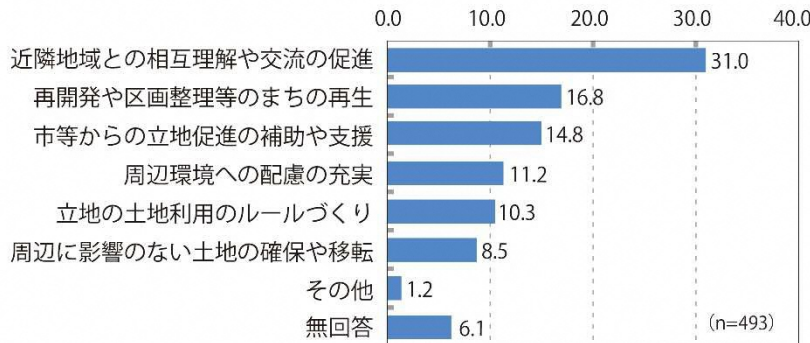


【移転先（市外の他の場所）】



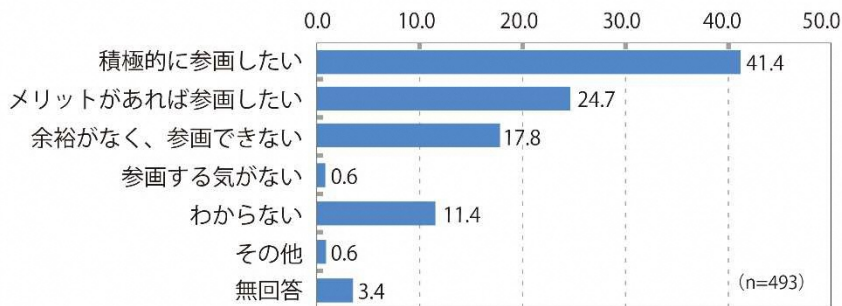
●地域との共存を図るために必要なことについて

「事業所と近隣地域との相互理解や交流の促進」が約31.0%と最も多く、次いで「再開発や区画整理などによるまちの再生」が約16.8%となりました。



●事業所と地域の協働によるまちづくりへの取り組みや、まちづくりへの参画について

「地域との共存や貢献は大切なので積極的に参画したい」が約41.4%と最も多い結果となりました。



(4)用語集

あ行	
アミューズメント施設 (P. 8)	快適な生活環境を営むための娯楽施設、レジャー施設のことをいいます。
雨水流出抑制施設 (P. 113)	雨水が河川や下水道に直接的に流出するのを抑制する施設のことです。この施設により、下流河川などに対する洪水負担の軽減が期待されます。雨水流出抑制施設には防災調整地、住宅や公共施設などに設けられる貯留施設などの「雨水貯留施設」と、雨水浸透ますや浸透側溝、透水性の舗装などの「雨水浸透施設」があります。
雨水貯留施設(P. 113)	都市部における集中豪雨の際に、雨水を一時的に貯留し、安全に排水する施設のことです。
NPO (P. 135)	ノンプロフィット・オーガニゼーション(民間非営利団体法人組織)の略で、保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動を行う団体のことです。
か行	
北河内二次医療圏 (P. 39)	二次医療圏は地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地域的な単位となるもので、北河内二次医療圏は、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市の7市で構成されています。
急傾斜地崩壊危険区域 (P. 58)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、掘削などの行為が行なわれることを制限する必要があるため指定された土地の区域のことです。

<p>救急医療施設(P. 32)</p>	<p>わが国における救急医療体制は、都道府県が作成する医療計画に基づいており、「重症度」に応じて初期(第一次)、第二次、第三次救急医療の3段階体制をとっています。初期(第一次)救急医療は、入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療を指します。第二次救急医療は、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療を指します。第三次救急医療は、二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療を指します。</p>
<p>緊急遮断弁(P. 112)</p>	<p>給水装置に異常な徴候を予知した場合などに、事故を未然に防止するため、即座に閉止できる弁の事です。</p>
<p>義務的経費(P. 66)</p>	<p>地方財政の経費分類の一つで、経費は(1)義務的経費、(2)投資的経費、(3)その他の経費に大別され、それぞれに性質別分類による費目があります。義務的経費としては人件費、扶助費(生活保護費、児童福祉費、老人福祉費など)、公債費など、その支出が法律上義務づけられたものなどがあります。</p>
<p>コンパクトシティ・プラ ス・ネットワーク (P. 7)</p>	<p>人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、都市の居住者が安心して暮らせるよう、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方の事です。</p>
<p>広域都市圏(P. 8)</p>	<p>複数の都市で構成される広域的な圏域の事です。</p>
<p>工業専用地域(P. 77)</p>	<p>都市計画における用途地域のなかで、工業の業務の利便の増進を図る地域で、住居の建設はできないため、この地域に住むことはできません。</p>
<p>工業地域(P. 77)</p>	<p>都市計画における用途地域のなかで、主として工業の利便を増進するための地域で、工場のほか住宅なども建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域です。</p>
<p>コーホート変化率法 (P. 13)</p>	<p>過去における実績の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来推計をする方法の事です。</p>

コンパクトなまちづくり(P. 2)	都市部の有効利用や中心部での都市機能の集約化などにより、徒歩などによる移動性を重視した都市形態またはその都市政策のことです。
交通結節点(P. 70)	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のことをいい、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などが挙げられます。
合計特殊出生率(P. 12)	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

さ行	
災害危険区域(P. 58)	津波、高潮、出水等による危険の著しい区域に指定され、住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限がされます。
三大都市圏(P. 18)	「都市構造の評価に関わるハンドブック(平成26年8月 国土交通省作成)」において、調査対象とした都市で、東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府、兵庫県、京都府)のことです。
市街地再開発事業(P. 90)	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備などを行う事業のことです。
市街化調整区域(P. 3)	都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき都道府県知事等が指定する区域のことです。市街化調整区域では、開発・建築行為を抑制する規制が適用されます。
障害者総合支援法(P. 48)	正式名称を「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」であり、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とした法律のことです。

<p>準工業地域(P. 77)</p>	<p>都市計画における用途地域のなかで、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域で、工場などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p>
<p>障害者基本法(P. 48)</p>	<p>正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」であり、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とした法律のことです。</p>
<p>市街化区域(P. 2)</p>	<p>都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法に基づき都道府県知事等が指定する区域のことです。</p>
<p>J R学研都市線(P. 7)</p>	<p>路線名は片町線で、京都府木津川市の木津駅から大阪府大阪市都島区の京橋駅に至る西日本旅客鉄道(J R西日本)の鉄道路線(幹線)であり、「学研都市線」の愛称が設定されています。本市においては、長尾駅、藤阪駅、津田駅の鉄道駅が設けられています。</p>
<p>集約型都市構造(P. 1)</p>	<p>都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市のことです。</p>
<p>人口ビジョン(P. 131)</p>	<p>人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。市の総合戦略の実現に向けた効果的な施策の企画立案するうえで重要な基礎と位置づけられています。</p>
<p>生産緑地地区(P. 77)</p>	<p>良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る地区として、都市計画に定められた地区のことです。</p>

た行	
滞在型図書館(P. 53)	従来の図書等の貸出を中心とした人と資料をつなぐサービスを行うだけでなく、ワークショップ形式等も取り入れた市民が交流するさまざまなイベント等やグループで学習できる空間も別途確保して、市民の居場所を提供することができる機能などを有した図書館のことです。
地域医療支援病院 (P. 39)	病床規模が原則 200 床以上で身近な地域でのかかりつけ医などの支援を通じて地域医療の充実を図る地域医療を担う病院のことです。
地域包括支援センター (高齢者サポートセンター) (P. 42)	介護予防のケアマネジメントを行なう機関。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能もある施設です。保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めています。
地域包括ケアシステム (P. 42)	生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、住宅や福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供される地域の体制のことです。
D I D (P. 14)	デンスリィ・インハビット・ディストリクト(人口集中地区)の略で、統計データに基づいて都市的地域を定めたもので、昭和35年国勢調査以来各回の調査ごとに国が設定しているものです。
デイサービス(P. 42)	日帰り介護施設において入浴、食事等のサービスや機能訓練を行う通所介護のための施設のことです。
デイケア(P. 42)	介護老人保健施設、病院、診療所等において、理学療法士、作業療法士等によるリハビリテーションのための施設のことです。
都市計画道路(P. 30)	都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のことです。
都市機能増進施設 (P. 1)	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設のことです。

都市計画区域(P. 5)	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたものです。
都市再生特別措置法(P. 1)	少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律の事です。
特定機能病院(P. 39)	病床規模が400床以上で、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院の事です。
都市再生整備計画(P. 114)	都市再生特別措置法に基づき、必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域における当該公共公益施設の整備等に関する計画で、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化などを図るものです。
土砂災害警戒区域(P. 58)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備するため指定された土地の区域の事です。
土砂災害特別警戒区域(P. 58)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害特別警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為などの規制をするため指定された土地の区域の事です。
土地区画整理事業(P. 99)	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業です。

な行	
内水氾濫(P. 112)	堤防で守られた内側の土地(人がすんでいる場所)にある水「内水(ないすい)」の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水につかってしまうことをいいます。

日常生活圏域(P. 42)	保険者ごとに地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等を総合的に勘案し、定めます。高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、本市では第4期介護保険事業計画から市域を2～5の小学校区単位で、13の日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備しています。
---------------	---

は行	
バリアフリー(P. 112)	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することです。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。
パーソントリップ(P. 23)	一定の調査対象地域内における「人の動き」のことであり、この調査を行うことによって、交通行動の起点(出発地)、終点(到着地)、目的、利用手段、行動時間帯など1日の詳細な交通データ(トリップデータ)を得ることができます。
PPP/PFI(P. 135)	PPPは、パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態です。PFIは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、民間が事業主体としてその資金やノウハウを活用して、公共事業を行う方式です。二つの違いは、PFIは公共が基本的な企画計画をつくるのに対し、PPPでは企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法となっています。
普通会計(P. 65)	地方公共団体の会計のうち公営事業会計(上水道、病院、下水道、介護サービス等の公営企業会計や国民健康保険特別会計、老人保健特別会計など)を除く会計をいいます。具体的には、一般会計・貸付金会計・土地取得特別会計等があります。
保留フレーム(P. 77)	区域区分を実施する都市計画区域では、市街地人口の目標値(人口フレーム)に相当する面積のすべてを具体の市街化区域として設定せず、一部の人口フレームを保留する場合があります。この保留された人口フレームのことを通称「保留フレーム」と呼びます。

ま行	
民間都市開発推進機構(P. 114)	民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく民間の都市開発を推進するため、国土交通大臣の指定を受けた法人で、民間都市開発事業に対し安定的な資金支援などを行っています。

や行	
ユニバーサルデザイン (P. 27)	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるようにした建造物、生活空間などのデザインのことです。

ら行	
立地適正化計画(P. 1)	居住や医療・福祉・商業の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるため、都市全体を見渡して市町村が策定できるようになった計画です。
旅行速度(P. 30)	旅行速度とは移動に要した時間で、道路の一定区間距離を旅行時間で除した値であり、信号待ちや交通渋滞による停止を含みません。
連続立体交差事業 (P. 94)	鉄道を連続的に高架化または地下化することにより、道路と鉄道の連続立体交差化を図る事業です。

発行年月 令和 4 年 3 月
発行 枚方市
〒573-8666
大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
TEL.072-841-1221 (代表)
FAX.072-841-4607
E-mail tosikeikaku@city.hirakata.osaka.jp
編集 都市整備部都市計画課
